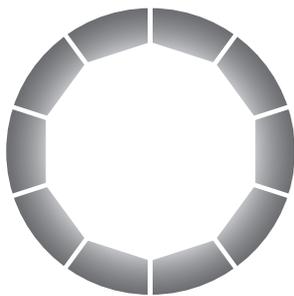


# 評価報告書

## 関西大学大学院 会計研究科会計人養成専攻

平成31年3月20日



**AOPAS**

平成30年度分野別認証評価

特定非営利活動法人 国際会計教育協会

会計大学院評価機構評価委員会



## I 評価結果（総合判定）

評価基準 10 章すべての基準，解釈指針を満たしていることから，会計大学院評価機構が定める評価基準に適合していると認める。

## Ⅱ 認定会計大学院について

教育課程と教員組織にかかる 5 章（第 2 章，第 3 章，第 4 章，第 5 章，並びに第 8 章）すべての基準，解釈指針を満たしていることから，認定会計大学院として認める。

「認定会計大学院」の称号を授与する。

### Ⅲ 評価結果の判断理由並びに要望事項及び優れた点

関西大学大学院会計研究科会計人養成専攻（以下、当該会計専門職大学院という。）の平成30年度分野別認証評価に関して、当該会計専門職大学院から提出された自己評価報告書（平成29年度）に基づき、会計大学院評価機構の定める評価基準を満たしているかについて調査を行った結果、適否判定リストのとおり、すべての基準を満たしており、評価基準に適合していると認められた。

なお、要望事項及び優れた点について付記している。

#### [要望事項]

1. 基準 4-1-1 については満たしているが、以下の要望事項がある。
  - (1) 成績評価の疑義申し出の期間等の周知については、「成績発表・履修関係スケジュール」を配布することにより行われているが、十分な周知のために、「会計専門職大学院要覧」等に記載されることが望まれる。
  - (2) 成績評価方法に関する情報を学生に十分に周知するために、シラバスに絶対評価・相対評価に関する記載を行うことが望まれる。
  - (3) 病気等のやむを得ない事情で筆記試験を受験することができなかった者については、その筆記試験が平常試験である関係上、追試験の制度を設けて対応しているわけではなく、各担当教員の判断に委ねられているが、関連する取扱い（やむを得ない事情の評価やレポートへの代替とするか等）をある程度統一し、その判断のコントロールを執行部が行うことが望まれる。

#### [優れた点]

1. 基準 4-1-1 に関しては、成績評価において、相対評価の方法として、「平均点」を基準にして、それに「 $\sigma$ 」を組み合わせることで、研究科内において尺度が共通化されており、より客観的な評価を可能としている点で、優れていると考える。
2. 基準 7-2-1 に関しては、学生に対する就学支援の一環として設けられている奨学金が充実している点が優れている。すなわち、充実した奨学金がより優秀な学生を確保できる要因となっており、その優秀な学生から公認会計士試験合格者が輩出することで、さらに優秀な学生が集まるという好循環をもたらさう点で優れた点として評価できる。

3. 基準 10-1-1 及び基準 10-2-1 に関しては、会計専門職大学院専用の自習室として、十分な座席数及び充実した設備を備え、原則として 365 日 24 時間使用可能な部屋が確保されていることは、優れた点として評価できる。

適合判定リスト

章	基準	適否	付記事項
1-1 教育目的	基準1-1-1「教育目的の明文化」	○	
1-2 教育目的の達成	基準1-2-1「会計職業人像に適った教育」	○	
	基準1-2-2「体系的な教育、厳格な成績評価と修了認定」	○	
	基準1-2-3「第三者評価の尊重と努力の継続」	○	
2-1 教育内容	基準2-1-1「社会的期待を反映した教育課程」	○	
	基準2-1-2「段階的カリキュラム」	○	
	基準2-1-3「授業科目のバランスのとれた年次配当」	○	
	基準2-1-4「大学設置基準にしたがった授業時間」	○	
3-1 授業を行う学生数	基準3-1-1「少人数教育」	○	
3-2 授業の方法	基準3-2-1「適切な授業方法等」	○	
3-3 履修科目登録単位数の上限	基準3-3-1「履修科目登録単位数の上限」	○	
4-1 成績評価	基準4-1-1「成績評価」	○	要望事項 優れた点
	基準4-1-2「他の大学院の単位の認定」	○	
4-2 修了認定およびその条件	基準4-2-1「修了認定およびその要件」	○	
5-1 教育内容等の改善措置	基準5-1-1「継続的なFDの実施」	○	
	基準5-1-2「実務家教員と研究者教員のFDの重点」	○	
6-1 入学者受入	基準6-1-1「アドミッション・ポリシーの公表」	○	
	基準6-1-2「アドミッション・ポリシーによる入試」	○	

	基準6-1-3 「公正な入試機会の提供」	○	
	基準6-1-4 「客観的な評価」	○	
	基準6-1-5 「多様な入学者の受け入れ」	○	
6-2 収容定員と 在籍者数	基準6-2-1 「収容定員の上限管理」	○	
	基準6-2-2 「収容定員の適宜見直し」	○	
7-1 学習支援	基準7-1-1 「十分な履修指導体制」	○	優れた点
	基準7-1-2 「学習相談と助言体制」	○	
	基準7-1-3 「教育補助者による学習支援体制の 整備」	○	
7-2 生活支援等	基準7-2-1 「生活支援等」	○	優れた点
7-3 身体に障が いのある学生に 対する支援	基準7-3-1 「障がいのある学生に対する支援」	○	
7-4 就職支援 (キャリア支援)	基準7-4-1 「就職支援」	○	
8-1 教員の資格 と評価	基準8-1-1 「教育上必要な教員の配置」	○	
	基準8-1-2 「教員の指導能力の適格性」	○	
	基準8-1-3 「教員の採用と昇進」	○	
8-2 専任教員の 配置と構成	基準8-2-1 「専任教員の必要数と配置」	○	
	基準8-2-2 「専任教員のバランス」	○	
8-3 研究者教員	基準8-3-1 「専任の研究者教員の適格性」	○	
8-4 実務家教員	基準8-4-1 「専任の実務家教員の適格性」	○	
8-5 専任教員の 担当科目の比率	基準8-5-1 「専任教員の担当科目の比率」	○	
8-6 教員の教育 研究環境	基準8-6-1 「教員の授業負担」	○	
	基準8-6-2 「教員の研究専念期間」	○	
	基準8-6-3 「専任教員を補助する職員の配置」	○	

9-1 管理運営の 独立性	基準9-1-1「独立の運営の仕組み」	○	
	基準9-1-2「教育課程にかかる審議のための会議」	○	
	基準9-1-3「人事の審議の尊重」	○	
	基準9-1-4「十分な財政的基盤」	○	
9-2 自己点検お よび評価	基準9-2-1「自己点検および評価の実施と公表」	○	
	基準9-2-2 「自己点検および評価の実施体制」	○	
	基準9-2-3 「自己点検および評価結果の活用」	○	
	基準9-2-4 「自己点検および評価のための外部評価員」	○	
9-3 情報の公表	基準9-3-1「教育活動等の状況の情報提供」	○	
	基準9-3-2「教育活動等に関する重要事項の情報提供」	○	
9-4 情報の保管	基準9-4-1「評価の基礎となる情報の保管」	○	
10-1 施設の整備	基準10-1-1「教室、演習室等の整備」	○	優れた点
10-2 設備および機器の整備	基準10-2-1「設備および機器の整備」	○	優れた点
10-3 図書館の整備	基準10-3-1「図書館の整備」	○	
(注1) 適否欄には、基準を満たす場合は○、満たさない場合は×を記入する。			
(注2) 付記事項欄には、基準を満たさない場合は判定理由と記入し、その他に要望事項または優れた点がある場合は、その旨を記入し、それぞれの内容は別に記載する。			
(注3) 第2章、第3章、第4章、第5章及び第8章のすべての基準を満たす場合に評価基準に適合していると認められる。			